

安中市立松井田南中学校いじめ防止基本方針（平成31年度）

はじめに

いじめは、生徒の心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与え、不登校や自殺などを引き起こす要因ともなる深刻な問題である。本校ではいじめの根絶に向けて「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月）、「群馬県いじめ防止基本方針」（平成25年12月）、「安中市いじめ防止基本方針」（平成28年10月）をふまえ、「松井田南中学校いじめ防止基本方針」を定めた。

その後、平成29年3月に「いじめ防止等のための基本的な方針（国の方針）」が改定され、同年12月には「群馬県いじめ防止基本方針」が改定された。また、安中市ではこれを受け平成30年7月に「安中市いじめ防止基本方針」を改定した。以上のことを踏まえ、ここに「松井田南中学校いじめ防止基本方針」を改定し、いじめの未然防止、早期発見・解消に向けて全力で取り組んでいく。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・「いじめ」とは、当該生徒に対して、一定の人間関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であり、心身の苦痛を感じているものをいい、インターネットを通じて行われるものも含む。
- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめられている生徒を必ず守る」を基本的な考え方とする。
- ・いじめの未然防止、早期発見・解消・再発防止に向けて、全職員で組織的に対応する。
- ・「いじめのない社会をつくる」という認識を共有して、家庭、地域、関係機関と連携して取り組む。

2 いじめの防止等のための組織

- ・いじめ防止対策委員会（生徒指導部会）を定期的に開催し、職員で情報共有に努め、いじめの早期発見・解消に取り組む。
- ・いじめはどの生徒にも起こりうるとの前提のもと、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことを大原則とし、組織（チーム）で取り組んでいく。
- ・いじめ防止のための対策について協議し、同一歩調でいじめ防止に向けた取組の充実に努める。

3 いじめの防止等に向けた取組

（1）学校の取組

- ・「いじめ防止年間活動計画」を策定して、組織的・計画的に取り組む。
- ・未然防止に向けて生活アンケートの実施やいじめ防止対策委員会（生徒指導部会）での情報共有を行う。

- ・生徒主体のいじめ防止活動を推進する。
- ・いじめを生まない学級作りに務める。
- ・「いじめは絶対に許されない」という態度を持ち続け、示し続けていく。
- ・生徒の思いを大切に、いろいろな立場や場面で活躍できる場を設定し、認め励ましていく。
- ・教師の人権感覚をよりいっそう磨くことに務める。
- ・「安中市いじめ問題に関する対応マニュアル」（平成 23 年）に沿った対応を行う。

（2）家庭との連携

- ・「いじめ防止基本方針」の内容やいじめ防止に向けた学校の取組を周知する。
- ・「家庭におけるいじめ発見のチェックポイント」を活用して、啓発に努める。
- ・職員への悩みの相談ができる関係作りに務めるとともに、SCとの相談体制を整える。
- ・情報モラル講習会を実施して、携帯インターネット問題について啓発に努める。
- ・「生活&学びアップ週間」を実施して家庭の教育機能の充実を図る。

（3）地域や関係機関との連携

- ・「西横野地区健全育成会議」を開催して、関係機関との情報交換を行う。
- ・「民生児童委員会議」に参加して、情報交換を行う。
- ・「安中市いじめ防止子ども会議」、「いじめ防止フォーラム」に参加して他校との情報交換を行う。
- ・毎月「生活アンケート」を行い、その結果を市教育委員会に報告するとともに、いじめを認知した場合は速やかに報告する。

4 重大事態への対処

- ・いじめ防止対策推進法第 28 条に定める重大事態（自殺企図や不登校等）が発生した時は速やかに市教育委員会に報告する。
- ・教育委員会と協議の上、必要に応じて当該事案に対処するための組織を設置する。
- ・上記組織を中心に必要な調査を実施して、必要な情報を関係者に提供する。

5 取組の評価

- ・校内で、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、改善に努める。
- ・学校評価による検証や学校評議員会での検証を行う。